

市長提案説明要旨

平成29年5月11日

本日ここに平成29年第1回鹿嶋市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多用のところご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平成29年度がスタートし、早くも1カ月余りが経過いたしました。新体制のもと、市民の皆様が健康で安心して暮らすことができるよう、人口減少や少子高齢化の進行などの喫緊の課題に果敢に対応するとともに、本市の個性を生かした魅力あるまちづくりを進めてまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

《提出議案等》

それでは、提出しました議案についてご説明申し上げます。

提出議案は、訴訟の和解関係議案が1件、報告議案が2件、合わせて3件であります。

まず、議案第35号「訴訟の和解について」であります。

鹿嶋市平井東部土地区画整理組合の元事務員が、法律上の原因なくして退職金等の名目で受領し、利得した金員の返還を求めて、平成25年6月に水戸地方裁判所に提訴した不当利得返還請求事件について、金員全額の返還を認める同裁判所からの和解勧告を受け入れて和解するため、議会の議決を求めるものです。

次に、報告第2号「専決処分について(鹿嶋市税条例の一部を改正する条例)」であります。

専決処分しました条例は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が、平成29年4月1日に施行されることに伴い、企業主導型保育事業の用に供する施設の固定資産税の課税標準額について、最初の5年間、2分の1の割合を乗じて得た額としたものです。また、軽自動車税について、消費税率10%への引上げ時期の繰下げにあわせて、グリーン化特例の2年間延長などをしたものです。

次に、報告第3号「専決処分について(鹿嶋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」であります。

専決処分しました条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成29年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の軽減判定基準を見直し、軽減対象者の拡大を行ったものです。

私の説明は以上で終わりますが，お手元の議案書によりご審議のうえ，適切な議決を賜りますようお願いいたします。